

令和7年2月5日
総務企画委員会協議会資料③
なばりの未来創造部 危機管理室

名張市国土強靱化地域計画 (案)

令和7年 月
名張市

※改定部分には下線を引いています。

名張市国土強靱化地域計画

目 次

第1章 地域計画策定の基本的な考え方	1
第1節 地域計画策定の背景と目的.....	1
第2節 地域計画の策定と見直し.....	1
第3節 国土強靱化の推進.....	2
第4節 地域計画の役割と位置付け.....	2
第5節 取組の進め方（PDCAサイクル）.....	3
第2章 脆弱性評価	4
第1節 対象リスクに係る被害想定.....	4
第2節 「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の設定.....	8
第3節 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	9
第4節 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析と評価.....	11
第3章 施策の重点化	32
第1節 施策の重点化.....	32
第4章 国土強靱化の推進方針	33
第1節 「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針.....	33
第2節 施策分野別の推進方針.....	50

第 1 章 地域計画策定の基本的な考え方

第 1 節 地域計画策定の背景と目的

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。

この基本法の施行を受け、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定されるとともに、都道府県や市町村による国土強靱化に係る計画策定の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が策定されました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠で、国の基本計画の策定に続いて、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。

本市においては、南海トラフ地震の発生や台風による河川の氾濫等、風水害が甚大化する可能性が危惧されていることから、平素から防災・減災対策の取組を進めていますが、国土強靱化を実効性のあるものにするために、国、県等と一体となって強靱化の取組を推進していきます。

これらのことから、基本法第 8 条の基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、名張市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

第 2 節 地域計画の策定と見直し

基本法第 14 条により、地域計画は国の基本計画と調和が保たれている必要があることから、本市の地域計画は、国の基本計画を基に策定しています。

本地域計画は、計画期間は特に定めず、進捗管理（PDCA サイクル）を行う中で、必要に応じて見直すこととします。

市民の生活・経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等によるものも想定されるところですが、まずは対象となるリスクを大規模自然災害としています。

本市においては、「第 1 節 地域計画策定の背景と目的」で示したとおり、南海トラフ地震の発生や台風による河川の氾濫等による風水害が甚大化する可能性が危惧されていること等を踏まえ、国の基本計画同様、対象リスクを大規模自然災害に設定しています。

第3節 国土強靱化の推進

過去の災害から得られた教訓を防災・減災、その他迅速な復旧・復興等に生かすため、次の方針に基づき国土強靱化を推進します。

1. 国土強靱化の取組姿勢

- ・本市に存在する強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取り組みます。
- ・時間管理概念を徹底し、長期的な視野で計画的に取り組めます。
- ・地域特性を生かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2. 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備します。
- ・自助・共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3. 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等による市民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な活用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ・行政、民間、市民が連携・協力しながら取組を波及させていきます。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行います。

第4節 地域計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画であることから、国の基本計画に示されている基本的な方針を踏まえ、同法第14条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保った上で策定する必要があります。

なお、本計画は、災害対策基本法、市政の基本方針である「名張市総合計画 なばり新時代戦略」、名張市地域防災計画等に基づき、国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものです。

また、令和6年度に改定された地方創生に係る総合戦略についても、連携し、相乗効果を図るものとします。

本計画では、計画期間は定めず、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを行う中で、必要に応じて修正するものとし、三重県の計画が改訂された場合には、その内容に応じて検討をします。

第5節 取組の進め方（PDCAサイクル）

本市は、強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、下記のとおりPDCA（サイクル）を繰り返しながら取組を進めます。

また、施策の進捗等に応じてプログラムの見直しや修正を行います。

P：計画（策定プロセス）

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化（事前に備えるべき目標の設定）



STEP 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
強靱化施策分野の設定



STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討



STEP 4 リスクへの対応方策の検討



D：実行

・対応方策について重点化、優先順位付けを行い計画的に実施



C：評価

・実行結果を評価



A：改善

・全体の取組の見直し・改善

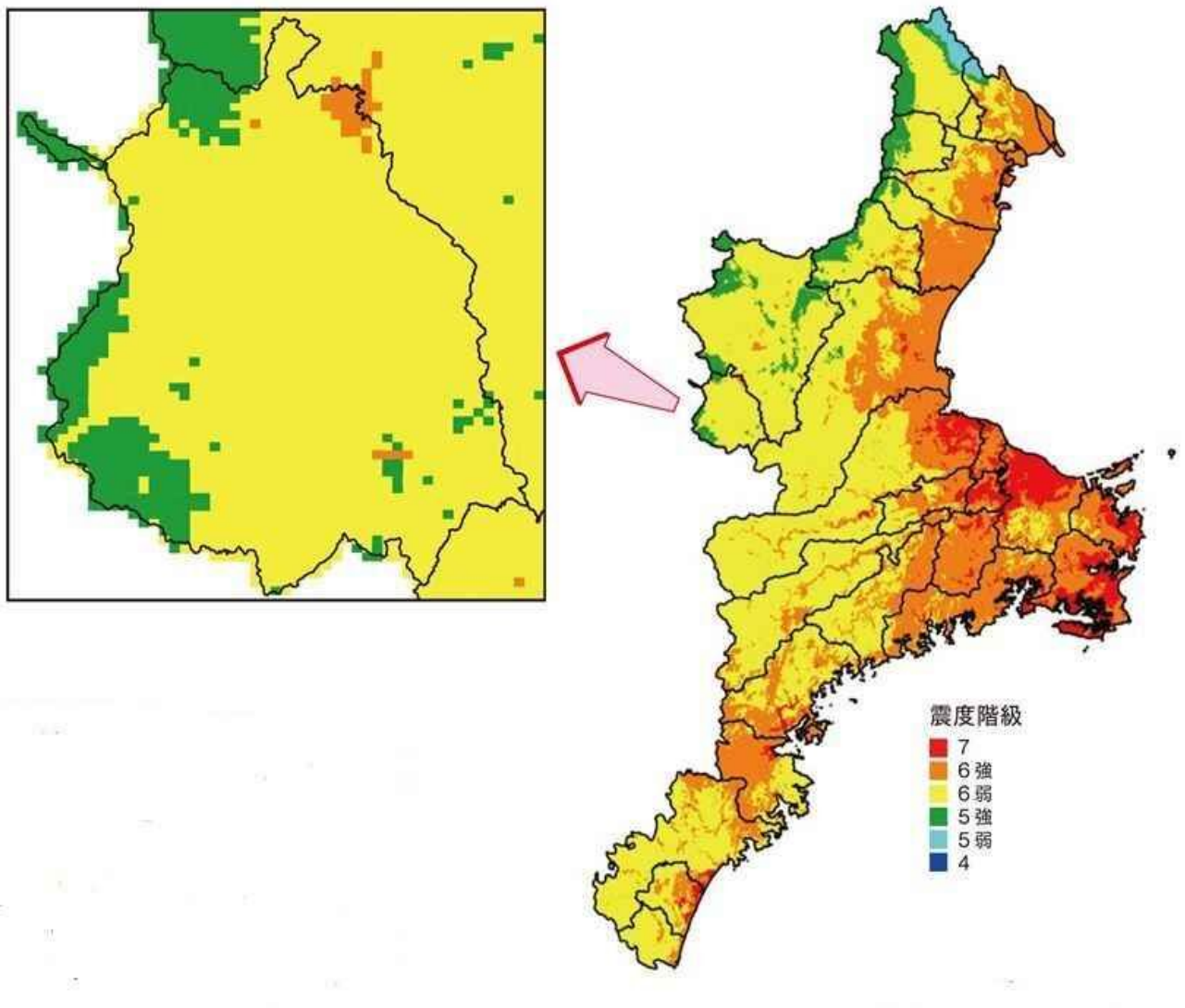
第2章 脆弱性の評価

第1節 対象リスクに係る被害想定

対象リスクを大規模自然災害に設定していますが、本市で発生するおそれのある災害の主なものとして、名張市地域防災計画（令和5年度改定）において被害を想定しています。マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震（理論上最大）と1,000年に1回程度起こる大雨による名張川の氾濫があります。

1. 南海トラフ地震（理論上最大）

理論上最大クラスの南海トラフ地震では、市内の大半で震度6弱、一部の地域で最大震度6強の揺れが発生すると想定されています。県内のほぼ全域で震度6弱以上、南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強、また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として震度7が想定されています。



三重県地震被害想定調査結果（2014）

「三重県地震被害想定調査結果（２０１４）」において、三重県が試算した本市の被害想定は次のとおりです。

南海トラフ地震（理論上最大）が発生した場合、建物及び人的被害想定として、建物全壊６００棟、死者２０人となっています。また、避難所への避難者は、発災１日後約２，３００人、１週間後のピーク時で９，７００人が想定されています。

■本市及び三重県全体の避難者数（人）

※冬夕発災

分類		名張市	三重県
１日後		約2,300	約757,000
	避難所	約1,400	約478,000
	避難所外	約900	約278,000
１週間後		約9,700	約793,000
	避難所	約4,900	約474,000
	避難所外	約4,900	約319,000
１か月後		約2,300	約973,000
	避難所	約700	約292,000
	避難所外	約1,600	約681,000

■本市及び三重県全体の建物の被害数及び死者数

分類		名張市	三重県
家屋の全壊・焼失棟数（棟） ※冬夕発災	揺れ	約600	約170,000
	液状化	—	約6,200
	津波	—	約37,000
	急傾斜地等	約10	約1,100
	火災	約10	約35,000
	合計	約600	約248,000
死者数（人） ※冬深夜発災 津波からの避難率が低い場合	建物倒壊	約20	約9,700
	うち屋内落下物等	—	約500
	津波	—	約42,000
	うち逃げ遅れ	—	約37,000
	うち自力脱出困難	—	約5,400
	急傾斜地崩壊等	—	約100
	火災	—	900
	合計	約20	約53,000

—:わずか（５未満）

■本市のライフライン被害数

分類		直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
上水道※	給水人口（人）	約74,000			
	断水人口（人）	約65,000	約68,000	約28,000	—
	断水率	88%	92%	38%	0%
下水道※	処理人口（人）	約43,000			
	支障人口（人）	約1,300	約35,000	—	—
	支障率	3%	81%	0%	0%
電力	需要家数（軒）	約48,000			
	停電軒数（軒）	約43,000	約39,000	約60	
	停電率	89%	80%	0%	
固定電話	回線数（回線）	約18,000			
	不通回線（回線）	約16,000	約15,000	約20	—
	不通率	89%	80%	0%	0%
都市ガス	需要家数（軒）	約15,000			
	復旧対象戸数（戸）	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

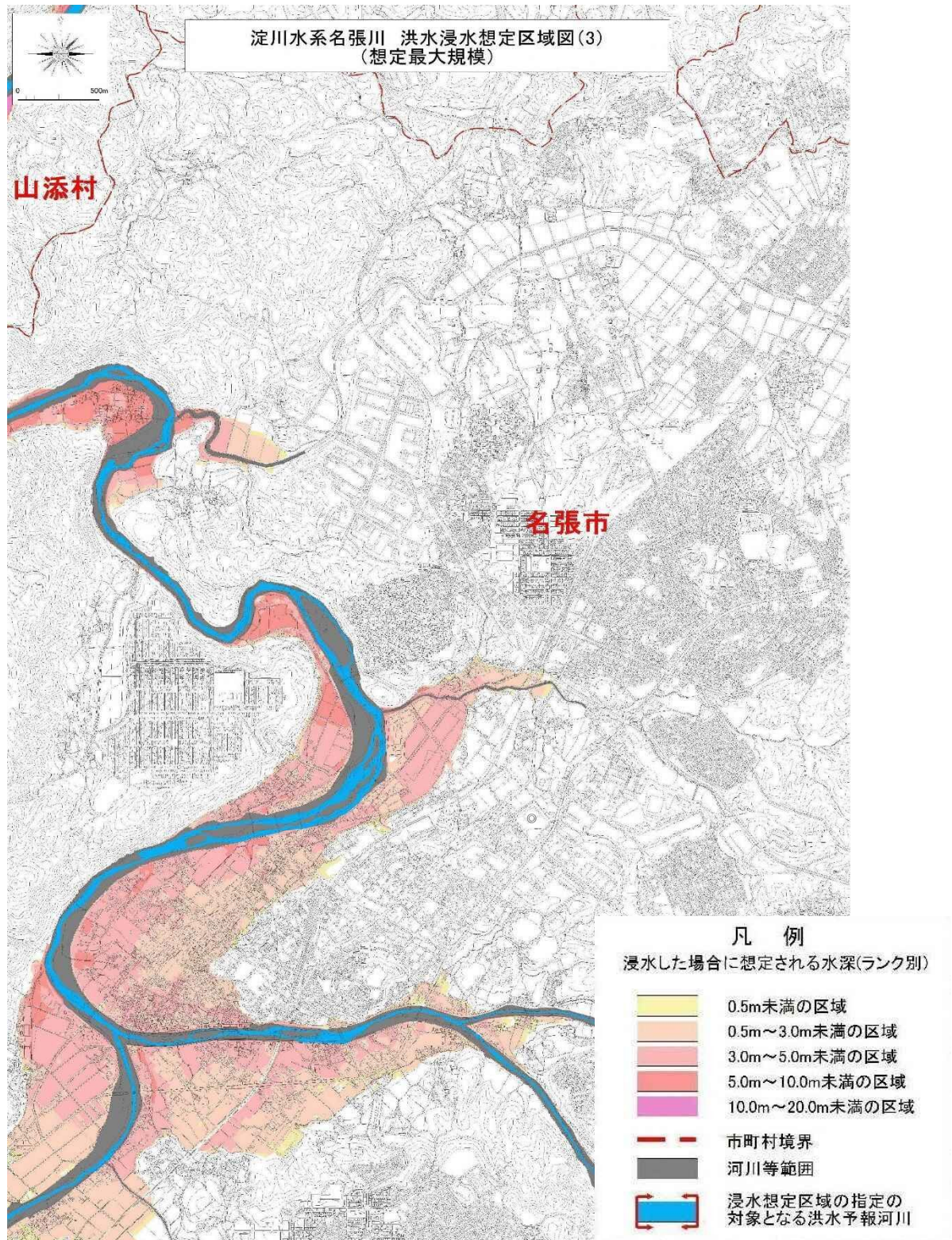
—:わずか(5未満)

※上水道、下水道の人口は本市上下水道部の令和5年度の算出人口を用いる。

2.1, 000年に1回程度起こる大雨による名張川の氾濫

市内を流れる名張川は、県の洪水予報河川に指定され、大雨によって氾濫することが想定されており、河川流域では浸水深が最大で約5～10mに及ぶ箇所があります。

この浸水深の根拠となる降雨は、平成27年改正の水防法の規定により想定最大規模降雨（名張市家野地点上流域の9時間総雨量380mm）によるものです。



第2節 「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の設定

1. 基本目標

いかなる災害が発生しても、次の項目を基本目標とし、安全・安心な名張市の構築に向け国土強靱化を推進します。

- (1) 人命の保護が最大限に図られること。
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され、市政及び地域の経済並びに社会活動が持続可能なものになるようにすること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 本市の迅速な復旧復興を可能にすること。

2. 事前に備えるべき目標

地域計画における「事前に備えるべき目標」は、原則として国の基本計画に即して設定することとされていることから、国の基本計画で設定されている目標と同じものとなるよう、次のとおり設定しました。

- (1) あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

事前に備えるべき6つの目標の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が、国の基本計画において設定されています。この基本計画に設定された35の事態から本市の地域特性を踏まえて24の事態を選定しました。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
(1) 人命の保護が最大限に図られること。 (2) 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され、市政及び地域の経済並びに社会活動が持続可能なものになるようにすること。 (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。 (4) 本市の迅速な復旧復興を可能にすること。	①	あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ。	①-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
			①-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			①-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
			①-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	②	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	②-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			②-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			②-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			②-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			②-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
			②-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			②-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
	③	必要不可欠な行政機能は確保する。	③-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			③-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	④	経済活動を機能不全に陥らせない。	④-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下
			④-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
			④-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃、多面的機能の低下

	⑤	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	⑤-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
			⑤-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
			⑤-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
			⑤-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
			⑤-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	⑥	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	⑥-1	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
			⑥-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			⑥-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

第4節 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析と評価

国においては、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を把握し、現在の状況で「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避することが可能か、不可能な場合は、何が足りないかを分析するとともに、当該事態の回避（リスクの一部低減を含む。）に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきか分析及び整理をしています。

このため、本市における脆弱性評価については、国の施策と同様の取組を実施している場合は、国の脆弱性評価の方法を参考にして分析及び評価をするとともに本市の実情を踏まえて本市独自の取組を進めている場合は、その取組等も評価の対象としました。

1. 個別施策分野及び横断的分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組は、次の12の個別施策分野を統合して5つの個別施策分野に整理し、また、本市の地域特性を考慮した4つの横断的分野を設定します。

●個別施策分野

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1) 行政施策 (1) | (1) 行政機能/警察/消防 |
| 2) 住環境 (2) (11) | (2) 住宅・都市 |
| 3) 保健医療・福祉 (3) | (3) 保健医療・福祉 |
| 4) 産業 (4) (5) (6) (7) (9) | (4) エネルギー |
| 5) 国土保全 (8) (10) (12) | (5) 金融 |
| | (6) 情報通信 |
| | (7) 産業構造 |
| | (8) 交通・物流 |
| | (9) 農林水産 |
| | (10) 国土保全 |
| | (11) 環境 |
| | (12) 土地利用 |

●横断的分野

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策
- (3) 人口減少対策
- (4) デジタル活用

2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」回避に向けた現行施策の分析及び評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に向け、現在実施している施策を特定しつつ、現状の脆弱性を改善するための課題や今後の取組を検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理し、脆弱性の分析及び評価を行いました。

第3節で設定した24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」毎に、事態回避に資する現行施策及び課題を抽出した結果は次のとおりです。

●個別施策分野

①あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ。

①－１ 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・名張市総合防災訓練において市、地域、関係機関が連携し、想定される被害に対しての対応の習熟度を高めるために訓練を実施していますが、より防災諸活動の習熟度が高められるよう、訓練を継続して実施する必要があります。

○防災計画等の整備・更新

- ・市及び各地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動が円滑に進むよう各種計画やマニュアルの整備及び更新を随時実施しています。市及び各地域の自主防災組織等が災害対応を円滑に実施できるよう防災計画等の周知徹底や整備・更新を適時に実施し、対応力を強化する必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化

- ・消防車両等の更新整備、耐震性貯水槽の新規整備及び既存防火水槽の長寿命化を図っています。震災時における消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備と既存防火水槽の長寿命化を進めるとともに自然水利を活用するための環境整備に取り組む必要があります。

○消防団の充実強化

- ・訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。また、震災などの大規模災害発生時には消防団を中心に、各地域において初期消火及び救助活動等を迅速に行うことができる体制を構築する必要があります。

○消防受援体制の充実強化

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

○災害時の遺体の埋火葬体制

- ・平時より遺体の埋火葬は的確に実施していますが、大規模災害発生時に遺体が多数発生した時や、市の火葬施設が損壊する等、災害対策本部が必要と認めた場合は、応急的な埋火葬の実施、近隣市町や県に協力を要請する必要があります。

2) 住環境

○木造住宅耐震診断並びに木造住宅耐震補強の促進

平成16年度より無料耐震診断事業、平成17年度より耐震補強工事の費用補助、平成21年度より耐震補強設計に対する費用補助、令和5年度より耐震性のない空き家住宅

を解体し、除却する工事に対する費用補助を実施しています。また、住宅の倒壊による人的被害を未然に防止するために、令和7年度より耐震シェルター設置の費用補助を実施します。

しかしながら、旧耐震住宅の所有者の大半が高齢者であり、補強等にかかる費用が高額となり耐震化率が低迷している状況にあります。そのため、補助制度の詳細や耐震診断、補強等工事の重要性の啓発や説明会等を実施し、更なる木造住宅の耐震化促進の必要があります。

①－２ 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

１）行政施策

○防災体制の整備＜再掲＞

- ・名張市総合防災訓練において市、地域、関係機関が連携し、想定される被害に対しての対応の習熟度を高めるために訓練を実施していますが、より防災諸活動の習熟度が高められるよう、訓練を継続して実施する必要があります。

○防災計画等の整備・更新＜再掲＞

- ・市及び各地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動が円滑に進むよう各種計画やマニュアルの整備及び更新を随時実施しています。市及び各地域の自主防災組織等が災害対応を円滑に実施できるよう防災計画等の周知徹底や整備、更新を適時に実施し、対応力を強化する必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・消防車両等の更新整備、耐震性貯水槽の新規整備及び既存防火水槽の長寿命化を図っています。震災時における消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備と既存防火水槽の長寿命化を進めるとともに自然水利を活用するための環境整備に取り組む必要があります。

○消防団の充実強化＜再掲＞

- ・訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。また、震災などの大規模災害発生時には消防団を中心に、各地域において初期消火及び救助活動等を迅速に行える体制を構築する必要があります。

○消防受援体制の充実強化＜再掲＞

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力、消防水利だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。また、消防用水を確保するため、伊賀コンクリート共同組合を「災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定」を締結しています。緊急消防援助隊等の応援部隊や伊賀コンクリート共同組合からの応援を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

①－３ 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災

能力の長期化に伴うものを含む)
1) 行政施策 ○気象情報等の情報共有 ・関係機関との連携を密にして、気象情報、河川水位、ダム放流予定等を早期に入手し、庁内での情報共有を行っています。夜間・休日等、緊急時における迅速・確実な情報伝達の体制を構築する必要があります。 ○学校施設における安全・防災教育に係る施策 ・大規模自然災害発生時に建物の浸水の恐れのある市内学校施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。 ○消防施設、資機材の充実強化<再掲> ・救命ボートやライフジャケット等のほか、浸水時における糞尿等の流出にも対応できる胴付長靴等の資機材の更なる充実に取り組む必要があります。 ○消防団の充実強化<再掲> ・地域住民の迅速な避難を可能にするため、地域防災の要である消防団員の確保及び消防団活動を支援する消防団活動協力員の確保に努めています。また、水防に係る訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。 ○ため池決壊の防止対策 ・ハザードマップによる大規模自然災害によるため池の決壊が起きた場合の被害予測の周知をしていますが、適時の点検、修繕等の管理を管理者への助言、指導を行う必要があります。 ○有害物質の拡散・流出対策 ・災害発生時における有害物質の拡散・流出を防ぐため、三重県関係部局と連携して危険物や有害物質を保有する施設の届出の周知徹底等、指導体制の強化と設置者へ災害発生時の二次災害の未然防止の啓発を行う必要があります。
3) 保健医療・福祉 ○保育施設における安全・防災教育に係る施策 ・大規模自然災害発生時に建物の浸水の恐れのある市内保育施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。 ○感染症の発生・まん延防止 ・河川増水で浸水被害があった場所等に感染症の発生防止のため、消毒薬の散布を行っています。計画的に消毒薬等の備蓄整備を図り、緊急時には速やかに対応できるように体制を構築する必要があります。
4) 産業

○農村地域の防災・減災対策

- ・農業用水利施設の被災により、農用地のほか人家、公共施設等にも被害を与える恐れがあるため、農村地域防災減災事業を実施しています。継続した防災減災対策を実施するために、農業用水利施設の整備を実施することで農村地域の防災力の向上を図る必要があります。

①－４ 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

1) 行政施策

○受援体制の整備

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるなど受援計画に基づく災害対応を円滑に実施するため、名張市総合防災訓練等において受援に係る要素を訓練に取り入れるなど受援体制の整備を進める必要があります。

○学校施設における安全・防災教育に係る施策＜再掲＞

- ・大規模自然災害発生時に土砂災害に見舞われる恐れのある市内学校施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・消防団にトランシーバー等の情報伝達機器を配備し、被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うとともに、スコップ、バール等の資機材を配備しています。災害発生時の情報共有と避難広報を円滑に行うため消防車両、資機材等の充実に取り組むとともに、土砂災害時の救助活動等に活用する胴付長靴等を導入する必要があります。

○消防団の充実強化＜再掲＞

- ・地域防災の要である消防団員の確保及び消防団活動を支援する消防団活動協力員の確保に努めています。また、土砂災害に係る訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上を図っています。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防受援体制の充実強化＜再掲＞

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における安全・防災教育に係る施策＜再掲＞

- ・大規模自然災害発生時に土砂災害に見舞われる恐れのある市内保育施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

○放課後児童クラブ運営施設における安全・防災教育に係る施策

- ・大規模自然災害発生時に土砂災害に見舞われる恐れのある市内放課後児童クラブ運営施設が、避難確保計画を策定しています。避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行う必要があります。

5) 国土保全

○宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）

- ・国による防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、全国の大規模盛土造成地マップが作成されました。三重県による2次スクリーニング計画（造成年代調査、優先度評価等）に従い、名張市において順次優先順位の高いものから調査を実施していく必要があります。

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ。

②－1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

1) 行政施策

○防災体制の整備＜再掲＞

- ・名張市総合防災訓練等において、消防職員と名張市立病院の合同による救助訓練、消防団と地域が連携した応急救助訓練、起震車や煙体験等の災害時に自身を守る訓練を実施しています。大規模災害発生時の救助・救急の円滑な業務を行うため継続した訓練を実施し、習熟度の向上を図る必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材等を計画的に整備するとともに名張市名張市総合防災訓練や多数傷病者対応訓練等において消防機関と医療機関等との連携強化を図っています。多数の要救助者や傷病者に対応するために必要な人員、車両、資機材等を確保するとともに、消防機関と医療機関等との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防団の充実強化＜再掲＞

- ・訓練、研修等で消防団員の災害対応能力の向上に努めていますが、消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図る必要があります。また、消防署と消防団が連携して救助活動等を行う体制を構築するとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防受援体制の充実強化＜再掲＞

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

②－2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○電力供給停止時の復旧対応

- ・本庁舎、消防庁舎（名張市消防本部・名張消防署）、名張市立病院には、非常用発電機があり、電力供給停止後、それぞれ12時間、72時間、48時間の業務継続が可能です。エネルギー供給が長期途絶となる場合等に対応するため、三重県石油商業組合名張支部との災害協定に基づき、早期のエネルギーの供給を確保することで災害対応業務の主要機関の機能を維持する必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化<再掲>

- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材等を計画的に整備するとともに名張市名張市総合防災訓練や多数傷病者対応訓練等において消防機関と医療機関等との連携強化を図っています。多数の要救助者や傷病者に対応するために必要な人員、車両、資機材等を確保するとともに、消防機関と医療機関等との更なる連携強化に取り組む必要があります。

3) 保健医療・福祉

○災害時医療体制の整備

- ・災害時の初期医療救護活動を円滑かつ迅速に実施するため、県、保健所、医師会等関係機関との協力体制の整備が必要です。

○災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制の整備

- ・名張市立病院では災害派遣医療チーム（DMAT）を1チーム編成しています。災害発生直後の急性期において迅速に救命救急活動を開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要があります。

○大規模災害時における医療現場の早期復旧体制の整備

- ・名張市立病院では物品運搬用の車両が不足しています。大規模災害発生直後に診療環境の早期復旧のため被災物品等の処分が必要になり、迅速な救命救急活動を開始するため運搬車両を確保する必要があります。

○大規模自然災害時における医療確保に必要なエネルギー確保体制の充実

- ・名張市立病院は、災害拠点病院の指定を受けており、自家発電設備で平常時の6割強、3日間程度の燃料の備蓄が可能です。
大規模災害発生時には、電力等、ライフラインが途絶の上、停電が長期化する恐れがあるため、7日間程度、医療活動を継続可能とするエネルギーを確保する必要があります。

○医療関係機関相互の連携強化と災害時医療体制の整備、保健医療活動チーム等の受入体制の整備

- ・平時より県及び関係医療機関で構成される会議や、広域災害救急医療情報システム（E

MIS)の運用訓練等に参画するなど、各関係機関との連携及び情報共有を図っていますが、医療施設の被災や、消防機関と医療施設及び相互のネットワークが断絶した場合、適切な医療を提供できない事態が懸念されます。そのため、被災状況等の情報収集・伝達、医療機関の連携体制強化や、災害発生時の医療関係者、機材、薬品等の確保について体制を整備する必要があります。

②-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

1) 行政施策

○ 避難所の生活環境の改善

- ・ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、衛生状態を含めて良好な生活環境を維持し、できる限りストレスを軽減した良好な共同生活を送れる環境を整備するため資器材の準備や更新等を進める必要があります。
- ・ 指定避難所だけでなくホテル・旅館などの宿泊施設の活用、福祉避難所への移送までに時間を要する場合における災害関連死を防止するための待機避難所を整備するなど生活環境が整った避難所の整備が必要です。
- ・ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を円滑に受け入れるための福祉避難所の資材の準備、施設職員に対して必要な教育訓練を推進する必要があります。
- ・ 避難所運営者となる市民・避難所に派遣される市職員に対して、避難所において必要となる衛生対策やエコノミークラス症候群防止体操等の健康管理の要領などについて研修等を実施する必要があります。
- ・ 聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者など、避難所においてスムーズなコミュニケーションが困難な要配慮者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション手段の整備を推進する必要があります。

2) 保健医療・福祉

健康管理・見守り・相談等の体制の整備

- ・ 感染症の流行、エコノミークラス症候群やストレス性疾患の発生を防ぐとともに、慢性期の段階に進んだ後も、災害のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊等によるメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、行政、医療関係者、NPO、地域住民等の連携により、中長期的に健康管理を行う体制整備を進める必要があります。
- ・ 避難所から仮設住宅、復興住宅へ移動のように、被災者を取り巻く生活環境の変化により生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供できる体制作りが必要です。
- ・ 在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等による巡回指導ができる体制を構築することが必要です。

②-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

1) 行政施策

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充

- ・名張市総合防災訓練等、訓練でのアルファ化米等、非常食料の炊き出し訓練、市の給水車による応急給水訓練を実施しています。大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、継続した訓練を行い住民への周知及び備蓄食料や飲料水、資機材の災害備蓄の啓発を行う必要があります。
- ・避難者数が最大となると見込まれる南海トラフ地震（理論上最大）の被害想定に基づき、食料の備蓄を実施しています。継続した備蓄量の確保及びアレルギー食品等への避難者のニーズへの対応を踏まえ、備蓄食料の拡充の必要があります。

○災害時協力井戸の登録拡充

- ・災害発生時の生活用水の確保のため災害時協力井戸に市内34か所が登録されています。
- 継続して設置箇所の増加と市民への制度の周知を図る必要があります。

○災害応援協定の拡大＜再掲＞

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○受援体制の整備＜再掲＞

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるなど受援計画に基づく災害対応を円滑に実施するため名張市総合防災訓練等において受援に係る要素を訓練に取り入れ、受援体制の整備を進める必要があります。

○指定避難所への発電機等の整備

- ・災害時における非常用電源を確保するため、各指定避難所に発電機、照明セットなどを整備しています。
- 電力供給の遮断に備え、名張市総合防災訓練等の場を活用した発電機の操作の習熟を継続的に図る必要があります。

○物資拠点施設の整備

- ・物資拠点の候補地の選定、拠点開設に係る検討・検証等を実施しています。検証の結果、必要となった物資の受入れ及び搬出に必要な資機材の整備を継続する必要があります。

3) 保健医療・福祉

○保育施設における災害備蓄の整備

- ・市内保育施設で各園3日分以上の災害備蓄や避難用品等の整備を進めていますが、民間保育施設に比べ、公立保育所における整備が進んでいないため、各施設の備蓄状況の確認と公立保育施設の備蓄の拡充を促進する必要があります。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築

- ・災害時の物資の輸送、緊急車両の通行における安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため市内の道路整備を進めています。安全性の確保のため継続した道路の維持

管理を実施する必要があります。

②-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、社会の混乱

1) 行政施策

○情報提供体制の整備

- ・公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、名張市ホームページ、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する必要があります。

○帰宅困難者の発生の抑制

- ・事業者等に対して災害発生時には「むやみに移動を開始しない」という基本原則について啓発を図り、帰宅困難者の発生を抑制する必要があります。
また、事業所等における従業員等のための飲料水や食料等の緊急物資について、備蓄を促進するように啓発を図る必要があります。

○帰宅困難者発生時の対策の実効性向上

- ・鉄道等の交通機関が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難施設の確保など、平常時から、関係交通機関等と連携するとともに総合防災訓練を活用した対応の訓練等を通じて、帰宅困難者の受入れ体制を整備する必要があります。
- ・三重県石油商業組合名張支部と帰宅困難者に対する支援に係る協定を締結し、同組合のガソリンスタンドにおいて帰宅困難者に対する一時的な休憩所、飲料水の提供など帰宅困難者の支援体制を構築していますが、連絡体制の整備など協定の実効性の向上を図る必要があります。

②-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

1) 行政施策

○孤立想定地域との通信の確保

- ・孤立の恐れのある集落に設置している防災行政無線機の維持管理に努めるとともに孤立の恐れのある地域との通信訓練を実施する必要があります。

○三重県防災航空隊等との連携

- ・ヘリポートの適正な配置と維持管理を進めるとともに孤立集落が発生した場合における三重県防災航空隊と連携した物資の輸送、傷病者の搬送等の要領について、平素から訓練を実施して円滑な連携ができる体制を整備することが必要です。
また、小型無人航空機等の活用により、孤立集落の状況を把握して、対策の検討・推進を図ることができる体制の整備が必要です。

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充＜再掲＞

- ・名張市総合防災訓練等、訓練でのアルファ化米等、非常食料の炊き出し訓練、地域の配水池で市と地域の合同で応急給水訓練を実施しています。大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、継続した訓練を行い住民への周知及び備蓄食料や飲料水、資機材の災害備蓄の啓発を行う必要があります。

○孤立想定地域に対する事前備蓄の推進

- ・孤立の恐れがある地域に対して、住民自らの備蓄を啓発するとともに、当該地域の集会所等に対して非常食料、飲料水などの事前備蓄を進める必要があります。

○災害応援協定の拡大＜再掲＞

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○災害用資機材の更新・充足

- ・災害用資機材について段階的に整備を実施していますが、避難所ニーズの多様化、資機材の耐用年数の経過に伴う更新等、継続した整備を実施する必要があります。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築＜再掲＞

- ・災害時の物資の輸送、緊急車両の通行における安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため市内の道路整備を進めています。安全性の確保のため継続した道路の維持管理を実施する必要があります。

②ー7 大規模な自然災害と感染症の同時発生

1) 行政施策

○避難所における感染症対策

- ・名張市総合防災訓練等で避難所における感染症対策を各地域で実施していますが、感染症対策の習熟度に地域ごとに差が生じています。災害発生時の避難所における感染症クラスター発生を防ぐため、適時の感染症対策の講習会を開催し、習熟度の向上を図る必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・救急業務においては、伊賀地域メディカルコントロール協議会が定める感染防御マニュアル等に基づき感染防止対策を図っています。感染症が大規模発生した場合に、救急隊員が着用する感染防止衣、手袋、マスク等の衛生資器材に不足が生じないよう十分な在庫を保有する必要があります。また、研修や訓練により、感染防止対策の徹底を図る必要があります。

3) 保健医療・福祉

○感染症予防への対策

- ・予防接種法に基づく定期の予防接種の実施や接種費用の一部助成等を実施しています。災害時における感染症の発生やまん延を未然に防止するため、予防接種の接種率の向上、正しい予防知識の周知を行う必要があります。

○感染症の発生・まん延防止＜再掲＞

- ・河川増水で浸水被害があった場所等に感染症の発生防止のため、消毒薬の散布を行っています。消毒薬等、備蓄品の整備を計画的に行い、緊急時には速やかに対応できるよう

に体制を構築する必要があります。

③必要不可欠な行政機能は確保する。

③－１ 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

1) 行政施策

○行政からの適時の情報の発信による注意喚起

- ・過去の被害事例に基づき、避難宅への空き巣、避難所における性犯罪、ブルーシートの高額販売などについて、名張市公式LINE、名張市公式ホームページなどを活用して、市民に対する注意喚起を実施することが必要です。

○市民の防犯意識の高揚

- ・市民一人ひとりが防犯に関する知識を習得し、防犯意識を高め、被災地を狙った犯罪を防止するため、出前トーク等を活用した啓発活動などの取組を実施していくことが必要です。

○市民による防犯活動の促進

- ・災害時には、様々な社会的混乱の発生が予測されるため、平時から市、名張警察署、名張市生活安全推進協議会（防犯・防災・交通安全の各部会）、自治会等が連携し、市民の安全確保、各種犯罪の予防、取締まり、見守り等について実施する必要があります。また、平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識を醸成をする必要があります。

③－２ 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1) 行政施策

○業務継続計画の策定

- ・災害発生時の業務の継続と早期復旧のため、業務継続計画（BCP）の策定を行っていますが、各所管における非常時の優先業務、バックアップすべき重要な行政データの選定及び調整が課題となっています。業務継続計画の早期策定と名張市総合防災訓練における訓練想定に盛り込むことで計画の分析、職員の災害対応能力の向上を図る必要があります。

○受援体制の整備＜再掲＞

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるなど受援計画に基づく災害対応を円滑に実施するため名張市総合防災訓練等において受援に係る要素を訓練に取り入れるなど受援体制の整備を進める必要があります。

○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定

- ・電力供給の遮断に備え、主要システムは本庁舎の非常用自家発電設備電源を利用し、無停電電源設備（CVCF）を設置しています。また、主要システムのデータ等は耐震性に優れたデータセンターにて運用しています。今後、ICT部門における業務継続計画を策定し、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確立及び初動対応、バックアップ体制やリスクの軽減に取り組む必要があります。

○電力供給停止時の復旧対応＜再掲＞

- ・本庁舎、消防庁舎（名張市消防本部・名張消防署）、名張市立病院には、非常用発電機があり、電力供給停止後、それぞれ12時間、72時間、48時間の業務継続が可能です。エネルギー供給が長期途絶となる場合等に対応するため、三重県石油商業組合名張支部との災害協定に基づき、早期のエネルギーの供給を確保することで災害対応業務の主要機関の機能を維持する必要があります。

○消防受援体制の充実強化＜再掲＞

- ・震災で壊滅的な被害が発生した場合、本市の消防力だけでは対応できないことが想定されることから、迅速に緊急消防援助隊等の応援部隊を要請するための「名張市消防受援計画」を策定しています。緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施し、受援体制の強化に取り組む必要があります。

④経済活動を機能不全に陥らせない。

④－１ サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大＜再掲＞

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

4) 産業

○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

- ・企業の事業継続計画（BCP）策定に向け、商工会議所、事業団体等を通じ、推進することが必要です。

④－２ 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

1) 行政施策

○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充＜再掲＞

- ・名張市総合防災訓練等、訓練でのアルファ化米等、非常食料の炊き出し訓練を実施しています。大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、継続した訓練を行い住民への周知及び備蓄食料や飲料水の災害備蓄の啓発を行う必要があります。

○受援体制の整備＜再掲＞

- ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるなど受援計画に基づく災害対応を円滑に実施するため名張市総合防災訓練等において受援に係る要素を訓練に取り入れるなど受援体制の整備を進める必要があります。

○災害応援協定の拡大＜再掲＞

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施する

べく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

④－３ 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃、多面的機能の低下

４）産業

○地域資源の保全管理及び担い手育成

- ・農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地が増加することで大雨・台風等による土砂災害、洪水被害へつながるリスクを減少させるため、多面的機能支払交付金制度創設に伴い、地域自然の保全管理を行っています。農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための支援及び担い手の育成を行う必要があります。

○農業水路等長寿命化・防災減災対策

- ・災害発生時における農業水路、ため池等、農業用施設の機能低下により、被害が発生する恐れが生じることから、長寿命化・防災減災整備計画を策定し事業を実施しています。今後も継続した事業の実施をし、施設の機能の維持・回復とともに、水管理労力の軽減や維持管理費の低減に資する取組を行う必要があります。

○中山間地域における農用地の保全管理及び担い手育成

- ・市内の中山間地域の過疎化、高齢化の進行に伴い、地域の共同活動によって支えられています。里山や農地の持つ多面的機能の発揮に支障が生じている中で、自然災害のリスク軽減のため、中山間地域における共同活動に係る支援を行うことにより、農地、農業用施設等の地域資源の適切な保全管理が適切に実施されています。
農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地が増加することで大雨・台風等による土砂災害、洪水被害へつながるリスクがあるため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための支援及び担い手の育成を行う必要があります。

○適切な森林施業の実施

- ・間伐等の森林施業に係る支援を実施することにより、適時適切な森林施業が行われ、山地災害の防止、水源のかん養及び生物多様性の保全といった森林の持つ公益的機能に寄与しています。
適切な施業が実施されない森林が増加することで、樹木の生育が阻害され、大雨・台風等による倒木や土砂災害等へつながるリスクが高まるため、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための支援及び担い手の育成を行う必要があります。

○鳥獣被害防止対策の推進

- ・鳥獣被害対策に係る支援を実施することにより、農林業に関する被害の減少や住宅団地への出没や交通事故等の生活環境に関する被害の減少、農地や森林の持つ多面的機能の確保に寄与していますが、防護柵の設置に係る維持管理コスト、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の減少が課題となっています。今後、防護柵の設置等、ハード面での支援及び担い手となる狩猟者の増加と捕獲のためのスキルアップを図る必要があります。

- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

⑤ー１ テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

１）行政施策

○発災時の情報通信手段の確保

- ・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、防災行政無線の庁内及び各地域、各施設へ配備、災害時要援護者への告知放送受信機の無償貸与、避難所における特設公衆電話の配備をし、停電時の情報通信機能の整備を実施しています。名張市名張市総合防災訓練等、訓練での通信訓練の実施や機器の整備・更新の適時実施を行い、情報通信機能の確保を図る必要があります。

○緊急時における情報収集と伝達手段の多重化

- ・緊急時には全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、防災行政無線などのほか、名張市公式LINEをはじめ、防災ラジオ、名張市公式ホームページ、名張市公式Facebook、名張市公式Twitter、ケーブルテレビ（ads.news）、FM放送（ads.FM）等を通じて情報発信を行います。情報入手方法が分からない市民への周知や、災害時に情報サービスが機能停止する等、市民への情報発信手段の一部が使用できなくなった場合の対応を検討する必要があります。

○避難行動要支援者支援の充実

避難行動要支援者への支援について、各対象者の避難確保計画を作成するとともに、地域の実情に応じた対応ができるよう、避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援など支援全般について、市民が主体となった支援体制の整備を進める必要があります。

○消防団の充実強化＜再掲＞

- ・災害発生時に避難が必要な場合、消防団が避難広報、避難誘導を行う体制としており、被災情報の収集・伝達、地域住民の安否確認及び避難誘導等、消防団及び消防団活動協力員並びに地域自主防災組織の連携強化に取り組んでいます。消防団員不足の解消と消防団活動協力員の確保を図るとともに、消防団と地域自主防災組織との更なる連携強化に取り組む必要があります。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・消防団にトランシーバー等の情報伝達機器を配備し、被災情報の収集・伝達や避難広報等を行っています。災害発生時の団員間での情報共有と避難広報を円滑に行うため消防車両、資機材等の充実に取り組む必要があります。

３）保健医療・福祉

○多様な情報発信手段の整備

- ・災害発生時に必要な情報を広く市民に届けられるよう、多様な情報伝達手段を用いた情報発信手段を整備する必要があります。

⑤ー２ 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 １）行政施策 ○ 電力供給事業者との連携の強化 ・ 停電及び災害時の情報連絡に関する申し合わせを中部電力パワーグリッド株式会社伊賀営業所と締結しているとともに、インフラの早期復旧のための災害復旧活動用地（「災害復旧用オープンスペース」）の使用に関する協定を締結しています。 災害時における早期復旧や供給継続のために、平素からの連絡体制の整備や名張市総合防災訓練などの場を活用した訓練等を通じて連携体制の強化を図ることが必要です。 ○電力供給停止時の復旧対応＜再掲＞ ・ 本庁舎、消防庁舎（名張市消防本部・名張消防署）、名張市立病院には、非常用発電機があり、電力供給停止後、それぞれ１２時間、７２時間、４８時間の業務継続が可能です。エネルギー供給が長期途絶となる場合等に対応するため、三重県石油商業組合名張支部との災害協定に基づき、早期のエネルギーの供給を確保することで災害対応業務の主要機関の機能を維持する必要があります。 ○エネルギーの有効活用 ・ 防災拠点の電力確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置していますが、当該システムが正常に稼働するよう管理する必要があります。 ○ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の策定＜再掲＞ ・ 電力供給の遮断に備え、主要システムは本庁舎の非常用自家発電設備電源を利用し、無停電電源設備（ＣＶＣＦ）を設置しています。また、主要システムのデータ等は耐震性に優れたデータセンターにて運用しています。今後、ＩＣＴ部門における業務継続計画を策定し、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確立及び初動対応、バックアップ体制やリスクの軽減に取り組む必要があります。 ○消防施設の充実強化＜再掲＞ ・ 電力供給が停止しても非常用発電機で通信指令装置を継続して運用できる体制を確保している。また、消防機関の情報通信手段として、消防無線、防災行政無線及びトランシーバー等を確保しています。通信指令装置や消防無線の適切な維持管理と計画的な更新を行うとともに、複数の情報通信手段を確保し、一部が麻痺した場合においても、消防機関の情報収集・伝達体制が確保できるよう情報通信資機材等の更なる充実に取り組む必要があります。	
⑤ー３ 都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 １）行政施策 ○燃料等供給事業者との連携の強化 ・ 災害時におけるＬＰガス等の調達、燃料の供給に関する協定を三重県伊賀ＬＰガス協議会、三重県石油商業組合名張支部と締結をしているとともに、インフラの早期復旧のための災害復旧活動用地（「災害復旧用オープンスペース」）の使用に関する協定を締結しています。	

災害時における早期復旧や燃料等の供給継続のために、平素からの連絡体制の整備や名張市総合防災訓練などの場を活用した訓練等を通じて連携体制の強化を図ることが必要です。

⑤-4 上下水道等の長期間にわたる供給停止

1) 行政施策

○ライフライン途絶の対応

- ・名張市総合防災訓練等において、大規模災害発生時のライフラインの途絶に対応するため、配水池で緊急遮断弁が作動した前提で、市と地域の合同の応急給水訓練を実施しています。各地域で継続的に訓練を行い住民への周知及び飲料水等の災害備蓄の啓発を行う必要があります。

○災害応援協定の拡大＜再掲＞

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

○災害時協力井戸の登録拡充＜再掲＞

- ・災害発生時の生活用水の確保のため災害時協力井戸に市内36か所が登録されており、設置箇所の増加と市民への制度の周知を図る必要があります。

2) 住環境

○災害状況による応急給水計画及び応急復旧計画の策定

- ・水道事業基本計画に基づき、災害発生後も水道水の供給が継続できるよう基幹管路及び取水・導水・送水・配水施設の耐震化を進めています。水道水の継続供給のため、管路及び取水・導水・浄水・送水・配水施設の耐震化、主要施設の自家発電設備の設置、加えて、災害時に備えた応急給水体制を確立するため、応急給水時における給水車に代わる給水運搬方法の確保の必要があります。

○下水道施設の長寿命化、機能強化対策の計画的な推進と下水道事業業務継続計画

- ・災害時における下水道施設の機能を確保するため、名張市下水道マスタープラン、下水道ストックマネジメント計画、及び農業集落排水施設機能強化対策事業計画に基づき、施設の長寿命化、機能強化等の対策事業を計画的に進めており、災害時における下水道機能の早期回復については、下水道事業業務継続計画を作成しています。今後、優先実務業務と訓練・維持改善を補足し、災害時における対応が円滑に行われるよう下水道事業業務継続計画、下水道施設の長寿命化、機能強化対策の推進を行う必要があります。

○自家用発電機及び非常用発電機の整備と燃料備蓄の継続

- ・上下水道施設の運転を継続するため、自家用発電機の整備や非常用発電機の整備を実施し、燃料も相当分備蓄することで電力の供給停止に備えています。継続して自家用発電機及び非常用発電機の整備と燃料の備蓄をする必要があります。

⑤-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

1) 行政施策

○防災体制の整備<再掲>

- ・名張市総合防災訓練において市、地域、関係機関が連携し、想定される被害に対しての対応の習熟度を高めるために訓練を実施していますが、より防災諸活動の習熟度が高められるよう、訓練を継続して実施する必要があります。

○災害応援協定の拡大<再掲>

- ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。

2) 住環境

○緊急輸送道路や沿道建築物の耐震及び空家対策

- ・耐震診断義務化対象路線に指定された、第1次緊急輸送道路沿道建築物等が、災害時に倒壊等により道路通行の妨げにならないよう、建築物等の安全性を確保するため、耐震診断等に対する国・県・市の補助を活用した啓発等を行い、対策を実施しています。さらに、沿道の適正に管理されていない空家等については、所有者に対して倒壊等の危険が生じる前に指導等を行っています。
対象建物の所有者に対し、本事業の必要性を理解してもらうことが重要ですが、費用面で実施が困難なことがあります粘り強く協議していく必要があります。
義務化対象外となるブロック塀について、建築基準法に基づく指導等により安全確保を行う必要があります。また、沿道の空家等については、今後も引き続き状態を注視し、所有者に対し適正管理を行うよう必要な段階での指導、勧告等を行います。

○狭あい道路整備等の促進

- ・建築基準法第42条第2項に規定される道路（2項道路）等の狭あい道路を解消し、災害緊急時の避難、安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量及び指定道路台帳の整備を進めており、引き続き台帳の整備はもとより今後、用地買収や舗装等の拡幅事業であるハード整備を行う必要があります。

○道路の防災・減災対策<再掲>

- ・安全性・信頼性の高い道路ネットワークを実現するため、平時における防災・減災対策や災害発生時における応急復旧等により迅速かつ適切に対応しています。道路ネットワークの安全性・信頼性の確保のため、過去に災害履歴がある箇所等で適時に防災・減災対策を実施する必要があります。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築<再掲>

- ・災害時の物資の輸送、緊急車両の通行における安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため市内の道路整備を進めています。安全性の確保のため継続した道路の維持管理を実施する必要があります。

⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

⑥-1 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精

通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 1) 行政施策 ○災害応援協定の拡大<再掲> ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、流通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。 ○受援体制の整備<再掲> ・震災等で壊滅的な被害が発生した場合、迅速に救援物資及び人的支援等を円滑に受け入れるなど<u>受援計画に基づく災害対応を円滑に実施するため名張市総合防災訓練等において受援に係る要素を訓練に取り入れ、受援体制の整備を進める必要があります。</u> ○防災ボランティアの活動環境の整備 ・災害時の復旧・復興等を担う人材の絶対的不足に対応するため、関係機関と名張市災害ボランティアセンターの設置、運営及び支援に関する協定を締結しています。災害時におけるボランティア活動を支援するため、関係機関との協力体制を構築し、防災ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境を整備する必要があります。
5) 国土保全 ○効果的な地籍調査の実施 ・災害発生後の地域社会・経済の再建のために不可欠な土地境界情報を保全するため、特に被災リスクの高い人口集中地区・浸水想定地域で優先的に国土調査法に基づく地籍調査事業を実施していますが、優先的に実施すべき地域の面積に対する事業完了率が低いため、リスク発生時に効果を発揮するためにより迅速かつ効率的に地籍整備を進める必要があります。
⑥-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 1) 行政施策 ○災害応援協定の拡大<再掲> ・事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。関係機関との連携強化に加えて、締結相手方の被災、通経路が途絶する場合等も想定し、重層的な協定締結と備蓄品目の不足がないよう災害応援協定の拡大の必要があります。 ○災害廃棄物処理計画に基づく対応 ・災害廃棄物は、名張市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に処理を行う必要があります。処理施設が被災した場合に早期の機能復旧を図るため、平時からの施設管理を十分に行う必要があります。
⑥-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退

1) 行政施策

○地域コミュニティの維持・継続のための支援

- ・市内15の地域づくりに、名張市ゆめづくり協働塾等の研修会を実施し、災害時の基本的コミュニティや地域づくり組織の役割を学んでいただいています。平時から、地域活動に参画する人材育成を行う研修の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制を整備する必要があります。

○防災ボランティアの活動環境の整備＜再掲＞

- ・災害時の復旧・復興等を担う人材の絶対的不足に対応するため、関係機関と名張市災害ボランティアセンターの設置、運営及び支援に関する協定を締結しています。災害時におけるボランティア活動を支援するため、関係機関との協力体制を構築し、防災ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境を整備する必要があります。

●横断的分野

1) リスクコミュニケーション

○ハザードマップの更新

- ・ハザードマップ等は国による危険箇所等の基準の変更に準じて随時更新を行い、該当地域に対して変更内容の周知、改訂版の配布を行っていますが、危険区域に指定される地域へ継続した周知・啓発を行う必要があります。

○多言語による情報発信

- ・市内15の地域づくり組織や市民センター、情報交流センターへ電話連絡等で情報伝達を行っていますが、災害時における外国人の安全の確保が課題であり、外国人居住者に対する情報伝達について、名張市公式ホームページでは自動翻訳システムによる4言語での機械翻訳に対応していますが、名張市公式LINEやケーブルテレビ、FM放送等では多言語対応ができていないため、多言語による防災知識の普及啓発や、避難場所等の情報提供のほか、関係団体と連携し、通訳・翻訳ボランティア確保等の対策を講じる必要があります。

○自助と共助による地域単位の防災力の向上

- ・地域での共助の取り組みの中心となる自主防災組織のリーダーの育成や、自主防災組織の資機材整備の取り組みへの促進を行うとともに、地域の防災力の基盤となる地域・消防団・小中学校との連携の強化を図る必要があります。

2) 老朽化対策

○市所管施設の老朽化対策

- ・市所管の各施設において築年数の長期化に伴い、老朽化による修繕・更新等が必要な箇所が発生しています。現状、部分修繕にて対応をしていますが、大規模災害による被災、経年劣化等、大規模な修繕、建替え等が必要となる恐れがあります。各施設における使用用途の維持に加えて、多くが指定避難所としての役割を兼ねているため、避難所看板の作成、更新等、適切な維持管理を行う個別施設計画を策定する必要があります。

○社会資本（インフラ）の老朽化対策

- ・社会資本の老朽化が急速に進んでおり、老朽化を原因とする重大事故も発生しています。社会資本の事故は人命に関わるため、国からの交付金事業を活用し対策を講じています。高度経済成長期に整備された社会資本が、今後、一斉に老朽化していくことが見込まれ、メンテナンスコストの増大等が課題となることから、適切な維持管理を行う必要があります。

3) 人口減少対策

○人口減少対策

- ・「憧れのひとづくり」、「チャレンジできる環境づくり」、「安心できるまちづくり」を目指し、可能な限り人口減少を食い止めるべく「人口減少を和らげる施策」と人口減少になった場合においても持続できるまちを目指す「人口減少を見据えた施策」の2つの施策を推進し、人口減少対策を進める必要があります。

4) デジタル活用

○防災DXの推進

- ・発災後、対応に必要な職員の不足が想定される環境において、災害対策本部の活動等を通じて被害を局限して、早期の復旧・復興を図るため、防災関連業務のデジタル化を推進し、業務の効率化を図る必要があります。

第3章 施策の重点化

限られた予算や人員の中で、効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、どの施策を重点的に行っていくのかを考える必要があります。

本計画では、影響の大きさや緊急性という観点から、下表のとおり「重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を選定し、それを回避するための各施策について重点化を図ることとしました。これらについては、特に進捗状況や施策の具体化の状況等を踏まえながら施策の推進に努めます。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
①	あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ。	①-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		①-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		①-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		①-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
②	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	②-3	<u>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</u>
		②-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		②-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
③	必要不可欠な行政機能は確保する。	③-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
⑤	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	⑤-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑥	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	⑥-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

※ 33頁以降の第4章国土強靱化の推進方針において、上記に記載した重点化した最悪の事態の後に**重点**と記載しています。

第4章 国土強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在、実施している施策（総合計画の事業において取り組んでいる事務事業等）を特定し、その施策の現状を整理し、進捗状況を把握するとともに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策及びその達成度や進捗を表す指標を抽出しました。その際、各施策の進捗状況を示す既存の指標を用いるほか、適当な指標がない場合は、新たに指標を設定することとしました。

なお、これらの指標については、精度、内容等の向上を図るべく、総合戦略等とも連携しながら継続的に見直しを行うものとします。

第1節 「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の推進方針は、次のとおりとします。

●個別施策分野

①あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ

①－1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的の実施します。

○防災計画等の整備・更新

- ・市及び地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動を円滑に進めるため、防災計画、関係マニュアル等の整備・更新を継続して行います。

○消防施設、資機材の充実強化

- ・消防車両及び耐震性貯水槽等を継続して整備します。

○消防団の充実強化

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○消防受援体制の充実強化

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

○災害時の遺体の埋火葬体制

- ・多数の遺体を応急的に埋火葬ができるよう、近隣市町や県に要請する体制を整備します。

2) 住環境

○木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震補強の促進

- ・旧耐震住宅の所有者に対し、補助制度を活用した無料耐震診断や補強設計・補強等工事

にかかる費用に対する支援、耐震化の促進を継続して行います。また、住宅の倒壊による人的被害を未然に防止するための耐震シェルターの設置費用に対する支援を行います。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施	実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）
○防災計画等の更新・整備	継続（令和6年度）→継続（令和11年度）
○耐震性貯水槽の設置数	191基（令和6年度）→193基（令和11年度）
○消防団員の人数	391人（令和6年度）→500人（令和11年度）
○消防団活動協力員の人数	152人（令和6年度）→250人（令和11年度）
○昭和56年以前建築の木造住宅耐震診断受診率	27.50%（令和6年度）→34.54%（令和11年度）

①-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 **重点**

1) 行政施策

○防災体制の整備＜再掲＞

- ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的の実施します。

○防災計画等の整備・更新＜再掲＞

- ・市及び地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動を円滑に進めるため、防災計画、関係マニュアル等の整備・更新を継続して行います。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・消防車両及び耐震性貯水槽等を継続して整備します。

○消防団の充実強化＜再掲＞

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。

○消防受援体制の充実強化＜再掲＞

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施	実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）
○防災計画等の更新・整備	継続（令和6年度）→継続（令和11年度）
○耐震性貯水槽の設置数	191基（令和6年度）→193基（令和11年度）
○消防団員の人数	391人（令和6年度）→500人（令和11年度）
○消防団活動協力員の人数	152人（令和6年度）→250人（令和11年度）

①-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） **重点**

1) 行政施策

○気象情報等の情報共有

・関係機関との連携を密にして気象情報等を早期に入手し、庁内での情報共有を行い、夜間・休日であっても情報共有できる体制を構築します。													
○学校施設における安全・防災教育に係る施策 ・児童・生徒が自然災害等による浸水被害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。													
○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞ ・救命ボート、ウェットスーツ、ライフジャケット、胴付長靴等、浸水時に必要な資機材の更なる整備を行います。													
○消防団の充実強化＜再掲＞ ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。													
○ため池決壊の防止対策 ・ハザードマップによる周知、ため池の管理者への点検、修繕等に係る管理の助言、指導を継続して行います。													
○有害物質の拡散・流出対策 ・危険物や有害物質を保有する施設の届出の周知徹底等、指導体制の強化と設置者へ災害発生時の二次災害の未然防止の啓発を行います。													
3) 保健医療・福祉 ○保育施設における安全・防災教育に係る施策 ・幼児が自然災害等による浸水被害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。 ○感染症の発生・まん延防止 ・河川増水で浸水被害があった場所等へ感染症予防のため消毒薬の散布を継続して行います。													
4) 産業 ○農村地域の防災・減災対策 ・市内の農業用施設の防災減災対策を実施します。													
【重要業績指標】 <table> <tr> <td>○消防団員の人数</td><td>391人（令和6年度）→500人（令和11年度）</td></tr> <tr> <td>○消防団活動協力員の人数</td><td>152人（令和6年度）→250人（令和11年度）</td></tr> <tr> <td>○避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練</td><td></td></tr> <tr> <td> 学校施設</td><td>1施設（令和6年度）→ 継続（令和11年度）</td></tr> <tr> <td> 保育施設</td><td>4施設（令和6年度）→ 継続（令和11年度）</td></tr> <tr> <td>○農村地域防災減災事業実施地区数</td><td>2地区（令和6年度）→ 3地区（令和11年度）</td></tr> </table>		○消防団員の人数	391人（令和6年度）→500人（令和11年度）	○消防団活動協力員の人数	152人（令和6年度）→250人（令和11年度）	○避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練		学校施設	1施設（令和6年度）→ 継続（令和11年度）	保育施設	4施設（令和6年度）→ 継続（令和11年度）	○農村地域防災減災事業実施地区数	2地区（令和6年度）→ 3地区（令和11年度）
○消防団員の人数	391人（令和6年度）→500人（令和11年度）												
○消防団活動協力員の人数	152人（令和6年度）→250人（令和11年度）												
○避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練													
学校施設	1施設（令和6年度）→ 継続（令和11年度）												
保育施設	4施設（令和6年度）→ 継続（令和11年度）												
○農村地域防災減災事業実施地区数	2地区（令和6年度）→ 3地区（令和11年度）												

①ー4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生 重点
1) 行政施策 ○受援体制の整備

・<u>受援計画に基づき救援物資及び人的資源等の受入れを円滑に行うことができるよう名張市総合防災訓練等の場を活用した受援に係る訓練を継続的に実施します。</u>															
○学校施設における安全・防災教育に係る施策<再掲> ・児童、生徒が自然災害等による土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。															
○消防施設、資機材の充実強化<再掲> ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備するとともに、スコップ、バール、胴付長靴等、土砂災害時に必要な資機材の更なる整備を行います。															
○消防団の充実強化<再掲> ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。															
○消防受援体制の充実強化<再掲> ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。															
3) 保健医療・福祉 ○保育施設における安全・防災教育に係る施策<再掲> ・幼児が自然災害等による土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。 ○放課後児童クラブ運営施設における安全・防災教育に係る施策 ・児童が自然災害等による土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。															
5) 国土保全 ○宅地耐震化の推進（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業） ・大地震時等における大規模盛土造成地の活動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進する。															
【重要業績指標】 <table> <tr> <td>○<u>受援に係る訓練の実施</u></td><td><u>実施（令和6年度）→継続（令和11年度）</u></td></tr> <tr> <td>○<u>消防団員の人数</u></td><td><u>391人（令和6年度）→500人（令和11年度）</u></td></tr> <tr> <td>○<u>消防団活動協力員の人数</u></td><td><u>152人（令和6年度）→250人（令和11年度）</u></td></tr> <tr> <td>○<u>避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練</u></td><td></td></tr> <tr> <td> 学校施設</td><td><u>4施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u></td></tr> <tr> <td> 保育所等</td><td><u>5施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u></td></tr> <tr> <td> 放課後児童クラブ</td><td><u>2施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u></td></tr> </table>		○ <u>受援に係る訓練の実施</u>	<u>実施（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>	○ <u>消防団員の人数</u>	<u>391人（令和6年度）→500人（令和11年度）</u>	○ <u>消防団活動協力員の人数</u>	<u>152人（令和6年度）→250人（令和11年度）</u>	○ <u>避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練</u>		学校施設	<u>4施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>	保育所等	<u>5施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>	放課後児童クラブ	<u>2施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
○ <u>受援に係る訓練の実施</u>	<u>実施（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>														
○ <u>消防団員の人数</u>	<u>391人（令和6年度）→500人（令和11年度）</u>														
○ <u>消防団活動協力員の人数</u>	<u>152人（令和6年度）→250人（令和11年度）</u>														
○ <u>避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練</u>															
学校施設	<u>4施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>														
保育所等	<u>5施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>														
放課後児童クラブ	<u>2施設（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>														

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

②－1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 1) 行政施策 ○防災体制の整備<再掲> ・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定し

た訓練を定期的に実施します。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材等を継続して整備します。

○消防団の充実強化＜再掲＞

- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保するとともに、消防署と消防団との連携訓練を継続して実施します。

○消防受援体制の充実強化＜再掲＞

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

【重要業績指標】

○名張市総合防災訓練の実施	<u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
○消防団員の人数	<u>391人（令和6年度）→500人（令和11年度）</u>
○消防団活動協力員の人数	<u>152人（令和6年度）→250人（令和11年度）</u>

②-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

1) 行政施策

○災害応援協定の拡大

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○電力供給停止時の復旧対応

- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給を確保と機能を維持を図ります。

○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞

- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材等を計画的に整備するとともに消防機関と医療機関等との連携強化に取り組みます

3) 保健医療・福祉

○災害時医療体制の整備

- ・災害時の初期医療救護活動を円滑かつ迅速に実施するために、県や医師会等関係機関との協力体制の整備を進めます。

○災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制の整備

- ・大規模災害時には患者のほか、医療従事者や市外から派遣されたDMAT隊員等の宿泊、休憩スペースの確保のため、医師・看護師宿舎の改修・整備を行います。

○大規模災害時における医療現場の早期復旧体制の整備

- ・大規模災害時に発生が想定される罹災物品を撤去し、速やかな医療環境の復旧に向けた体制整備の一つとして物品運搬車両を確保します。

○大規模自然災害時における医療確保に必要なエネルギー確保体制の充実 ・更新時期を迎えた自家発電装置の機能・性能の向上を図ります。 ○医療関係機関相互の連携強化・災害時医療体制、保健医療活動チーム等の受入体制の整備 ・名張市総合防災訓練等の場を活用して、医療関係機関等の連携を強化するとともに、救急救護体制の整備（医療従事者、医療機材、医薬品の確保等）、災害時医療体制の整備（医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携、救護所の設置等）、緊急医療班や医療ボランティア等の受援体制を整備します。 【重要業績指標】 ○災害時応援協定締結数 <u>86件（令和6年度）→90件（令和11年度）</u> ○名張市総合防災訓練の実施 <u>実施（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>

②-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 重点 1) 行政施策 ○ 避難所生活環境の改善 ・災害関連死を防止するため、ホテル等の活用を図るため宿泊施設との協定の締結や福祉避難所に移送するまでの生活環境の改善された待機避難所を整備します。 ・名張市総合防災訓練等の場を活用して、避難所の衛生管理等に関する市民・市職員に対する訓練・研修及び福祉避難所の資機材の整備、同福祉施設の職員に対して必要な教育訓練を実施します。 2) 保健医療・福祉 ○ 健康管理・見守り・相談等の体制の整備 ・行政、医療関係者、NPO、地域住民等の連携により、中長期的に健康管理を行う体制整備を進めます。 ・孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供します。 ・在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等により巡回指導が行える体制を構築します。 【重要業績指標】 ○宿泊施設との協定及び待機避難所の整備 <u>未整備（令和6年度）→整備（令和11年度）</u> ○福祉避難所に係る訓練の実施 <u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u> ○避難所派遣職員に対する研修 <u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u> ○名張市総合防災訓練の実施 <u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
--

②-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 重点 1) 行政施策 ○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充 ・非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続しつつ、非
--

常用備蓄食料等の拡充及び更新を図ります。

○災害時協力井戸の登録拡充

- ・災害時協力井戸の登録拡充と周知を図ります。

○受援体制の整備<再掲>

- ・受援計画に基づき救援物資及び人的資源等の受入れを円滑に行うことができるよう名張市総合防災訓練等の場を活用した受援に係る訓練を継続的に実施します。

○災害応援協定の拡大

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

○指定避難所への発電機等の整備

名張市総合防災訓練等の場を活用した発電機や投光器などの機能点検及び操作の習熟を図ります。

○物資拠点施設の整備

- ・物資拠点の開設・運営に必要な資機材を整備します

3) 保健医療・福祉

○保育施設における災害備蓄の整備

- ・市内保育施設での災害備蓄の整備を促進します。

5) 国土保全

○道路ネットワークの構築

- ・緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。
(事業の詳細は別表参照)

【重要業績指標】

○出前トーク等による啓発の実施 実施済（令和6年度）→ 継続（令和11年度）

○地震等の災害への備えをしている割合

52%（令和6年度）→55%（令和11年度）

○災害協力井戸数 34（令和6年度）→36（令和11年度）

○受援に係る訓練の実施 実施（令和6年度）→継続（令和11年度）

○災害時応援協定締結数 86件（令和6年度）→90件（令和11年度）

○名張市総合防災訓練の実施 実施（令和6年度）→継続（令和11年度）

○物資拠点施設整備 整備中（令和6年度）→整備済（令和11年度）

○備蓄量及び備蓄充足率が100%の保育施設

16施設（令和6年度）→23施設（令和11年度）

②-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、社会の混乱

1) 行政施策

○情報提供体制の整備

- ・名張市公式ホームページ等を活用して、帰宅困難者に対して、帰宅のために必要な情報を、迅速に提供できる体制を構築します。

○帰宅困難者の発生の抑制 事業者等に対して帰宅困難者の発生を抑制、従業員等のための飲料水や食料等の備蓄するための啓発を進めます。	
○帰宅困難者発生時の対策の実効性向上 平常時から、関係交通機関等と連携し、帰宅困難者の受け入れ態勢を整備するとともに名張市総合防災訓練等を活用して、防災行政無線による通信訓練を実施するなど帰宅困難者に対する対応の実効性向上を図ります。	
【重要業績指標】	
○ <u>関係交通機関との連絡体制の整備・更新</u>	<u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
○ <u>名張市総合防災訓練の実施</u>	<u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>

②-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 重点	
1) 行政施策	
○<u>孤立想定地域との通信の確保</u> 防災行政無線を使用した孤立想定地域との通信訓練を実施します。	
○<u>三重県防災航空隊等との連携</u> 三重県防災航空隊と連携した孤立想定地域における傷病者の搬送等の要領について、平素から訓練を実施します。また、小型無人航空機等の活用に努めます。	
○<u>災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充＜再掲＞</u> 名張市総合防災訓練等を活用した非常食料の炊出し訓練及び応急給水訓練の実施、平時からの災害備蓄の啓発を継続して行います。	
○<u>孤立想定地域に対する事前備蓄の推進</u> 孤立の恐れがある集落に対して、非常食料、飲料水などの備蓄をすすめます。	
○<u>災害応援協定の拡大＜再掲＞</u> 民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。	
○<u>災害用資機材の更新・充足</u> 災害用資機材の更新・充足できるよう確保に努めます。	
5) 国土保全	
○<u>道路ネットワークの構築</u> 緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。	
【重要業績指標】	
○ <u>防災行政無線による通信訓練</u>	<u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
○ <u>名張市総合防災訓練の実施</u>	<u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
○ <u>三重県防災航空隊との訓練の実施</u>	<u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
○ <u>出前トーク等による啓発の実施</u>	<u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>

○地震等の災害への備えをしている割合	<u>52%（令和6年度）→55%（令和11年度）</u>
○孤立想定地域への事前備蓄	<u>未実施（令和6年度）→実施済（令和11年度）</u>
○災害時応援協定締結数	<u>86件（令和6年度）→90件（令和11年度）</u>
○災害用資機材の更新・充足	<u>継続（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>

②-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生	
1) 行政施策	
○避難所における感染症対策<再掲>	
・避難所での感染症対策等のための講習会を適時実施します。また、必要な感染防護具（手袋、マスク、感染防止衣等）や薬資材（手指消毒アルコール等）の備蓄を進めます。	
○消防施設、資機材の充実強化<再掲>	
・感染防止衣、手袋、マスク等の衛生資器材に不足が生じないよう十分な在庫を確保します。	
3) 保健医療・福祉	
○感染症予防への対策	
・災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、予防接種の接種率向上や感染症についての正しい予防知識の周知、感染症の感染拡大を防止する体制等の整備を図ります。	
○感染症の発生・まん延防止<再掲>	
・河川増水で浸水被害があった場所等へ感染症予防のため消毒薬の散布を継続して行います。	
【重要業績指標】	
○感染症対策訓練実施地区	<u>実施済（令和6年度）→拡大（令和11年度）</u>

③必要不可欠な行政機能は確保する

③-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
1) 行政施策	
○行政からの適時の情報の発信による注意喚起	
・名張市公式ホームページ、名張市公式LINEなどにより、被災地を狙った犯罪について市民への注意喚起を実施します。	
○市民の防犯意識の高揚	
・出前トーク、防災講演会等の場を活用するなどして、市民の防犯意識を高めるための取組を行います。	
○市民による防犯活動の促進	
・市、名張警察署、名張市生活安全推進協議会、自治会等の関係機関の連携を促進する活動を推進します。	

【重要業績指標】

- 出前トーク等による啓発の実施 実施（令和6年度）→ 継続（令和11年度）
 ○市民による防犯活動の実施 実施（令和6年度）→ 継続（令和11年度）

③－2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 重点**1) 行政施策****○業務継続計画の策定**

- ・業務継続計画を策定し、発災時に円滑な業務運営を進めます。

○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定

- ・継続して庁内の主要システムが稼働できるよう、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、庁内の主要システムが災害時にも稼働できる体制の整備、主要システムの電源の確保や情報システムのバックアップ体制、情報通信回線の複線化など対災害体制の更なる強化を進めます。

○電力供給停止時の復旧対応＜再掲＞

- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。

○消防受援体制の充実強化＜再掲＞

- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受入れるための訓練とその検証を継続して実施します。

【重要業績指標】

- 名張市総合防災訓練の実施 実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）
 ○ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定
未策定（令和6年度）→策定済（令和11年度）

④経済活動を機能不全に陥らせない。**④－1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下****1) 行政施策****○災害応援協定の拡大＜再掲＞**

- ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。

4) 産業**○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進**

- ・企業における事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

【重要業績指標】

- 災害時応援協定締結数 86件（令和6年度）→90件（令和11年度）
 ○会議所ニュース等を活用した企業に対する事業継続計画（BCP）必要性の啓発の実施
実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）

④－2 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響**1) 行政施策****○災害備蓄の住民への普及・啓発と拡充＜再掲＞**

・非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続しつつ、非常用備蓄食料等の拡充及び更新を図ります。	
○ <u>受援体制の整備<再掲></u>	
・<u>受援計画に基づき救援物資及び人的資源等の受入れを円滑に行うことができるよう名張市総合防災訓練等の場を活用した受援に係る訓練を継続的に実施します。</u>	
○ <u>災害応援協定の拡大<再掲></u>	
・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。	
【重要業績指標】	
○地震等の災害への備えをしている割合	<u>52%（令和6年度）→55%（令和11年度）</u>
○ <u>受援に係る訓練の実施</u>	<u>実施（令和6年度）→継続（令和11年度）</u>
○災害時応援協定締結数	<u>86件（令和6年度）→90件（令和11年度）</u>

④－3 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃、多面的機能の低下	
4) 産業	
○ <u>地域資源の保全管理及び担い手育成</u>	
・農村地域の地域資源の保全管理及び担い手育成を行います。	
○ <u>農業水路等長寿命化・防災減災対策</u>	
・農業用施設等の長寿命化・防災減災対策を実施します。	
○ <u>中山間地域における農用地の保全管理及び担い手育成</u>	
・中山間地域の農用地及び農業用施設等の維持管理及び担い手の育成を行います。	
○ <u>適切な森林施業の実施</u>	
・間伐等の適切な森林施業の実施及び林業の担い手の確保を行います。	
○ <u>鳥獣被害防止対策の推進</u>	
・防護柵の設置及び有害鳥獣捕獲を推進するとともに、狩猟者数の増加を図ります。	
【重要業績指標】	
○農地や農業用水等を保全するための共同活動に取り組んだ活動組織数	<u>21（令和6年度）→22（令和11年度）</u>
○長寿命化・防災減災整備計画数（累計）	<u>4（令和6年度）→5（令和11年度）</u>
○農地や農業用施設等を保全するための共同活動に取り組んだ集落協定数	<u>13協定（令和6年度）→6協定（令和11年度）</u>
○野生鳥獣による農作物の被害金額	<u>9,705千円（令和6年度）→9,377千円（令和11年度）</u>

⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

⑤ー１ テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 重点	
1) 行政施策 ○発災時の情報通信の確保 ・全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線、特設公衆電話の通信訓練及び、告知放送受信機の整備を行います。 ○緊急時における情報収集と伝達 ・名張市公式LINEの登録推進、市広報紙等を通じて災害時における情報収集手段について市民に周知します。 ・災害時に本市ホームページへのアクセス集中によるサーバーダウンを回避するためサーバーのネットワーク性能の向上及び防災アプリ等での災害情報の発信について、継続して実施します。 ○避難行動要支援者支援の充実 ・避難行動要支援者への地域支援体制を推進します。 ○消防団の充実強化＜再掲＞ ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。 ○消防施設、資機材の充実強化＜再掲＞ ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備します。 通信指令装置、消防無線、防災行政無線及びトランシーバー等、あらゆる情報通信手段を活用し、消防機関の情報収集・伝達体制を確保します。	
3) 保健医療・福祉 ○多様な情報発信手段の整備 ・障害者への避難生活支援情報等について、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や、点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くよう体制を整備します。 ○被災者の巡回健康相談等の実施 ・避難所等において、被災者の心身の健康管理、栄養指導、歯科保健指導、こころのケア等に係る専門的な支援のための体制整備を進めます。また、災害時の保健活動推進のための訓練や研修に取り組みます。	
【重要業績指標】 ○名張市総合防災訓練の実施 <u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u> ○防災行政無線及び特設公衆電話の通信訓練 <u>実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）</u> ○消防団員の人数 <u>391人（令和6年度）→500人（令和11年度）</u> ○消防団活動協力員の人数 <u>152人（令和6年度）→250人（令和11年度）</u>	

⑤ー２ 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	
1) 行政施策 ○電力供給事業者との連携の強化 電力供給事業者と平素からの連絡体制の整備や名張市総合防災訓練等の場を活用した連携の強化を図ります。 ○電力供給停止時の復旧対応＜再掲＞ ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。 ○エネルギーの有効活用 ・防災拠点の電力確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池の適切な管理に努めます。 ○ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の策定＜再掲＞ ・継続して庁内の主要システムが稼働できるよう、ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定し、庁内の主要システムが災害時にも稼働できる体制の整備、主要システムの電源の確保や情報システムのバックアップ体制、情報通信回線の複線化など対災害体制の更なる強化を進めます。 ○災害応援協定の拡大＜再掲＞ ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。	
【重要業績指標】 ○ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の策定 未策定（令和６年度）→策定済（令和１１年度） ○災害時応援協定締結数 86件（令和６年度）→90件（令和１１年度）	

⑤ー３ 都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
1) 行政施策 ○燃料等供給事業者等との連携の強化 ・燃料等供給事業者と平素からの連絡体制の整備や名張市総合防災訓練等の場を活用した連携の強化を図ります。	
【重要業績指標】 ○名張市総合防災訓練の実施 実施（令和６年度）→ 継続（令和１１年度）	

⑤ー４ 上下水道等の長期間にわたる供給停止	
1) 行政施策 ○ライフライン途絶の対応 ・断水にも対応できるよう応急給水訓練等実施しつつ、飲料水の備蓄について、周知啓発を行います。	

○災害応援協定の拡大＜再掲＞	
・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。	
○災害時協力井戸の登録拡充＜再掲＞	
・災害時協力井戸の登録拡充と周知を図ります。	
2) 住環境	
○災害状況による応急給水計画及び応急復旧計画の策定	
・災害・事故発生時の応急対策業務について、応急体制、応急給水、応急復旧に関する計画の随時見直し、更新と訓練を実施します。	
○下水道施設の長寿命化、機能強化対策の計画的な推進と下水道事業業務継続計画の完成	
・公共下水道区域のストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策事業と農業集落排水施設の機能強化対策事業計画に基づく整備を継続し、下水道事業業務継続計画により有事に備えます。	
○自家用発電機及び非常用発電機の整備と燃料備蓄の継続	
・自家用発電機及び非常用発電機の整備と、その燃料の備蓄を継続します。	
【重要業績指標】	
○名張市総合防災訓練の実施	実施済（令和6年度）→継続（令和11年度）
○災害時協力井戸数	34か所（令和6年度）→36か所（令和11年度）
○基幹管路の耐震適合率	43.9%（令和6年度）→46.0%（令和11年度）
○浄水施設の耐震率	100%（令和6年度）→100%（令和11年度）
○災害時応援協定締結数	86件（令和6年度）→90件（令和11年度）

⑤ー5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
1) 行政施策	
○防災体制の整備＜再掲＞	
・市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的に実施します。	
○災害応援協定の拡大＜再掲＞	
・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。	
2) 住環境	
○緊急輸送道路や沿道建築物の耐震及び空家対策	
・補助制度を活用した耐震診断に掛かる費用支援はもとより、啓発及び建築指導等による耐震化の促進を継続して行います。また、管理不全の空家等に対して名張市空家等対策の推進に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法による指導、勧告、命令等の措置を行います。	
○狭あい道路整備等の促進	
・狭あい道路を解消し、安全な住宅市街地の形成を図ります。	
○道路の防災・減災対策＜再掲＞	

・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。	
5) 国土保全 ○道路ネットワークの構築<再掲> ・緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。 (事業の詳細は別表参照)	
【重要業績指標】	
○名張市総合防災訓練の実施	実施済(令和6年度)→継続(令和11年度)
○災害時応援協定締結数	86件(令和6年度)→90件(令和11年度)
○狭あい道路の拡幅整備進捗率	0.0%(令和6年度)→1.0%(令和11年度)

⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

⑥-1 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	
1) 行政施策 ○災害応援協定の拡大<再掲> ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。	
○受援体制の整備<再掲> ・<u>受援計画に基づき救援物資及び人的資源等の受入れを円滑に行うことができるよう名張市総合防災訓練等の場を活用した受援に係る訓練を継続的に実施します。</u>	
○防災ボランティアの活動環境の整備 ・災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会等関係機関と連携した訓練・研修等を通じて、必要な協力体制を構築します。	
5) 国土保全 ○効果的な地籍調査の実施 ・地籍の明確化を図ります。	
【重要業績指標】	
○災害時応援協定締結数	86件(令和6年度)→90件(令和11年度)
○受援に係る訓練の実施	実施(令和6年度)→継続(令和11年度)
○災害ボランティアに係る研修等の実施	実施(令和6年度)→継続(令和11年度)
○地籍調査進捗率	18.6%(令和6年度)→21.3%(令和11年度)

⑥-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
1) 行政施策 ○災害応援協定の拡大<再掲> ・民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。	
○災害廃棄物処理計画に基づく対応 ・名張市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ迅速に対応します。	

【重要業績指標】○災害時応援協定締結数 86件（令和6年度）→90件（令和11年度）**⑥-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失** **重点****1) 行政施策****○地域コミュニティの維持・継続のための支援**

- ・多くの市民に地域づくり活動に参加してもらうため、人材確保、育成を目的としたまちづくりに関する必要なスキルを学ぶ支援の継続、また、地域課題解決に向け、地域づくり組織と市が協働で実施する地域防災の推進を図ります。

○防災ボランティアの活動環境の整備＜再掲＞

- ・災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会等関係機関と連携した訓練・研修等を通じて必要な協力体制を構築します。

【重要業績指標】○災害ボランティアに係る研修等の実施 実施（令和6年度）→継続（令和11年度）**●横断的分野****1) リスクコミュニケーション****○ハザードマップの更新**

- ・洪水・土砂災害ハザードマップ等、内容が更新された場合は、随時発行することとし、住民への周知を継続的に実施します。

○多言語による情報発信

- ・外国人居住者等への災害情報提供のため、外国語による伝達手段の確保に努めます。

○自助と共助による地域単位の防災力の向上

名張市総合防災訓練の実施を通じて、地域の防災力の基盤となる地域・消防団・小中学校との連携の強化を図ります。

【重要業績指標】○ハザードマップの作成・更新 更新配布済（令和5年度）→継続（令和11年度）○名張市総合防災訓練の実施 実施（令和6年度）→継続（令和11年度）**2) 老朽化対策****○市所管施設の老朽化対策**

- ・市所管の各施設における個別施設管理計画を策定し、計画的に施設の老朽化対策、更新等に取り組むとともに、指定避難所となっている施設は避難所看板の作成、更新等、適切な維持管理を行います。

○社会資本（インフラ）の老朽化対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「名張市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組みます。
(事業の詳細は別表参照) |
|--|

3) 人口減少対策

○人口減少対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>地方創生に係る総合戦略</u>による人口減少対策を推進します。 |
|--|

【重要業績指標】

- | |
|---|
| ○ <u>名張市の住み心地について良好と回答した市民の割合</u>
<u>84.7% (令和5年度) → 87.0% (令和11年度)</u> |
|---|

4) デジタル活用

○防災DXの推進

<u>災害対策本部の活動など防災に係る業務においてTV会議の活用、災害対策本部員会議のリアルタイム配信、業務用アプリケーションの活用等を通じて、DXを推進し、業務の効率化を図ります。</u>

【重要業績目標】

<u>防災DXの推進</u> <u>実施 (令和6年度) → 継続 (令和11年度)</u>
--

第2節 施策分野別の推進方針

第1節の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の推進方針の結果を踏まえ、各施策の目的別に捉えた「個別施策分野」及び市が抱える政策課題別に施策を横断的に捉えた「横断的施策分野」別にみた推進方針は次のとおりとなります。

（1）個別施策分野別

1) 行政施策
・ 地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進等を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的実施します。 ・ 地域の自主防災組織等が実施する防災諸活動を円滑に進めるため、防災計画等を整備・更新を継続して行います。 ・ 関係機関との連携を密にして、気象情報等を早期に入手し、庁内での情報共有を行い、夜間・休日であっても情報共有できる体制を構築します。 ・ <u>受援計画に基づき救援物資及び人的資源等の受入れを円滑に行うことができるよう名張市総合防災訓練等の場を活用した受援に係る訓練を継続的に実施します</u> ・ 民間企業等との災害時応援協定の締結拡大を図ります。 ・ <u>災害関連死を防止するため、ホテル等の活用を図る宿泊施設との協定の推進や福祉避難所へ移送するまでの生活環境の改善された待機避難所を整備します。</u> ・ <u>避難所の衛生管理等に係る市民・市職員に対する訓練、研修及び福祉避難所の資機材の整備、施設職員に対して必要な教育訓練を実施します。</u> ・ 非常食料の炊き出し訓練、応急給水訓練、平時からの災害備蓄の啓発を継続し、非常用備蓄食料等の拡充及び更新を図ります。 ・ 災害時協力井戸の登録拡充と周知を図ります。 ・ <u>名張市総合防災訓練等の場を活用した発電機や投光器などの機能点検及び操作の習熟を図ります。</u> ・ <u>物資拠点施設に必要な資機材を整備します。</u> ・ <u>名張市公式ホームページ等を活用して、帰宅困難者に対して、帰宅のために必要な情報を、迅速に提供できる体制を構築します。</u> ・ <u>事業者等に対して帰宅困難者の発生を抑制、従業員等のための飲料水や食料等の備蓄するための啓発を進めます。</u> ・ <u>平常時から、関係交通機関等と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備するとともに名張市総合防災訓練等を活用して帰宅困難者に対する対応の実効性向上を図ります。</u> ・ <u>孤立想定地域との防災行政無線を活用した通信訓練を定期的実施します。</u> ・ <u>三重県防災航空隊と連携した孤立想定地域からの傷病者の搬送等の要領について、平素から訓練を実施します。また、小型無人航空機等の活用に努めます。</u> ・ <u>孤立の恐れがある集落に対して、非常食料、飲料水などの備蓄をすすめます。</u> ・ 災害用資機材の更新・充足できるよう確保に努めます。 ・ 避難所での感染症対策のための講習会を適時実施します。また、必要な感染防護具（手袋、マスク、感染防止衣等）や薬資材（手指消毒アルコール等）の備蓄を進めます。 ・ <u>名張市公式ホームページ、名張市公式LINEなどにより、被災地を狙った犯罪について市民への注意喚起を適時に実施します。</u> ・ <u>出前トーク、防災講演会等の場を活用するなどして、市民の防犯意識を高めるための取組を行います。</u>

- ・名張警察署、名張市生活安全推進協議会、自治会等の関係機関の連携を促進する活動を推進します。
- ・業務継続計画を作成し、発災時に円滑に業務運営を進めます。
- ・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、防災行政無線、特設公衆電話の通信訓練及び、告知放送受信機の整備を行います。
- ・名張市公式ＬＩＮＥの登録推進等、市広報紙等を通じて災害時における情報収集手段について市民に周知します。
- ・避難行動要支援者への地域支援体制を推進します。
- ・電力供給事業者と平素からの連絡体制の整備や名張市総合防災訓練等の場を活用した連携の強化を図ります。
- ・燃料等供給事業者と平素からの連絡体制の整備や名張市総合防災訓練等の場を活用した連携の強化を図ります。
- ・電力供給停止時の早期のエネルギーの供給の確保と機能の維持を図ります。
- ・防災拠点の電力確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池の適切な管理に努めます。
- ・災害時に名張市公式ホームページへのアクセス集中によるサーバーダウンを回避するためサーバーのネットワーク性能の向上及び防災アプリ等での災害情報の発信について、継続して実施します。
- ・継続して庁内の主要システムが稼働できるよう、ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定し、庁内の主要システムが災害時にも稼働できる体制の整備、主要システムの電源の確保や情報システムのバックアップ体制、情報通信回線の複線化など対災害体制の更なる強化を進めます。
- ・燃料等供給事業者と平素からの連絡体制の整備や名張市総合防災訓練等の場を活用した連携の強化を図ります。
- ・断水にも対応できるよう応急給水訓練等実施し、飲料水の備蓄について、周知啓発を行います。
- ・児童・生徒が自然災害等による浸水被害、土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。
- ・多くの市民に地域づくり活動に参画してもらうため、人材確保、育成を目的としたまちづくりに関する必要なスキルを学ぶ支援の継続、また、地域課題解決に向け、地域づくり組織と市が協働で実施する地域防災の推進を図ります。
- ・災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会等、関係機関と連携した訓練研修等を通じて、必要な協力体制を構築します。
- ・消防車両、救急自動車及び救助資機材並びに耐震性貯水槽等を継続して整備するとともに、自然水利を活用するための環境整備を推進します。
- ・消防団員及び消防団活動協力員を各地域に確保します。
- ・緊急消防援助隊等の応援部隊を受け入れるための訓練とその検証を継続して実施します。
- ・救命ボート、ウェットスーツ、ライフジャケット、スコップ、バール、胴付長靴等、浸水時や土砂災害時に必要な資機材の更なる整備を行います。
- ・被災情報の収集・伝達や避難広報等を行うための消防車両や資機材等を計画的に整備します。
- ・感染防止衣、手袋、マスク等の衛生資器材に不足が生じないよう十分な在庫を確保します。

- ・消防無線、防災行政無線、トランシーバー等、あらゆる情報通信手段を活用し、消防機関の情報収集・伝達体制を確保します。
- ・消防本部と消防団との連携訓練を継続して実施します。
- ・ハザードマップによる周知、ため池の管理者への点検、修繕等に係る管理の助言、指導を継続して行います。
- ・多数の遺体を応急的に埋火葬が実施できるよう、近隣市町や県に要請する体制を整備します。
- ・危険物や有害物質を保有する施設の届出の周知徹底等、指導体制の強化と設置者へ災害発生時の二次災害の未然防止の啓発を行います。
- ・災害廃棄物を名張市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ迅速に対応します。

②住環境

- ・旧耐震住宅の所有者に対し、補助制度を活用した無料耐震診断や補強設計・補強等工事にかかる費用に対する支援、耐震化の促進を継続して行います。また、住宅の倒壊による人的被害を未然に防止するための耐震シェルターの設置費用に対する支援を行います。
- ・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。
- ・補助制度を活用した耐震診断に掛かる費用支援はもとより、啓発及び建築指導等による耐震化の促進を継続して行います。
また、管理不全の空家等に対して名張市空家等対策の推進に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法による指導、勧告、命令等の措置を行います。
- ・狭あい道路を解消し、安全な住宅市街地の形成を図ります。
- ・災害・事故発生時の応急対策業務について、応急体制、応急給水、応急復旧に関する計画の随時見直し、更新と訓練を実施します。
- ・公共下水道区域のストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策事業と農業集落排水施設の機能強化対策事業計画に基づく整備を継続し、下水道事業業務継続計画により有事に備えます。
- ・自家用発電機及び非常用発電機の整備と、その燃料の備蓄を継続します。

③保健医療・福祉

- ・幼児、児童が自然災害等による浸水被害、土砂災害から身を守るための安全・防災知識を習得させます。
- ・市内保育施設での災害備蓄の整備を促進します。
- ・河川増水で浸水被害があった場所等へ感染症予防のため消毒薬の散布を継続して行います。
- ・災害時の初期医療救護活動を円滑かつ迅速に実施するために、県や医師会等関係機関との協力体制の整備を進めます。
- ・大規模災害時には患者のほか、医療従事者や市外から派遣されたDMA T隊員等の宿泊、休憩スペースの確保のため、医師・看護師宿舍の改修・整備を行います。
- ・名張市総合防災訓練等の場を活用して、医療関係機関等の連携を強化し、救急救護体制の整備（医療従事者、医療機材、医薬品の確保等）、災害時医療体制の整備（医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携、救護所の設置等）、緊急医療班や医療ボランティア等

の受援体制を整備します。

- ・ 更新時期を迎えた自家発電装置の機能・性能の向上を図ります。
- ・ 大規模災害時に発生が想定される罹災物品を撤去し、速やかな医療環境の復旧に向けた体制整備の一つとして物品運搬車両を確保します。
- ・ 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、予防接種の接種率向上や感染症についての正しい予防知識の周知、感染症の感染拡大を防止する体制等の整備を図ります。
- ・ 障害者への避難生活支援情報等について、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や、点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くよう体制を整備します。
- ・ 行政、医療関係者、NPO、地域住民等の連携により、中長期的に健康管理を行う体制整備を進めます。
- ・ 孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供します。
- ・ 在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等により巡回指導が行える体制を構築します。

④産業

- ・ 事業継続力強化支援計画の策定を支援します。
- ・ 農村地域や中山間地域の農地、農業用施設等の地域資源の保全管理及び担い手の育成を行います。
- ・ 農業用施設等の長寿命化・防災減災対策を実施します。
- ・ 中山間地域の農用地及び農業用施設等の維持管理及び担い手の育成を行います。
- ・ 間伐等の適切な森林施業の実施及び林業の担い手の確保を行います。
- ・ 防護柵の設置及び有害鳥獣捕獲を推進するとともに、狩猟者数の増加を図ります。

⑤国土保全

- ・ 大地震時等における大規模盛土造成地の活動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進します。
- ・ 緊急輸送路や主要な道路、迂回路となる道路の整備や維持等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進します。
- ・ 地籍の明確化を図ります。

(2) 横断的分野別推進方針

①リスクコミュニケーション

- ・ 洪水・土砂災害ハザードマップ等、内容が更新された場合は、随時発行することとし、住民への周知を継続的に実施します。
- ・ 外国人居住者等への災害情報提供のため、外国語による伝達手段の確保に努めます。

②老朽化対策

- ・ 公共施設において個別施設計画を策定し、適切な維持管理を行います。
- ・ 急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「名張市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組みます。

③人口減少対策
・ 地方創生に係る総合戦略による人口減少対策を推進します。
④デジタル活用
・ 防災に係る業務においてＴＶ会議の活用、会議のリアルタイム配信、業務用アプリケーションの活用等を通じて、防災ＤＸを推進し、業務の効率化を図ります。

別表

事前に備えるべき目標		起きてはならない 最悪の事態(リスクシナリオ)		施策分野	事態を回避するための施策の名称	事業名 (工事名)	事業期間	事業費	担当室	備考
①	あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ。	①-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	1)行政施策	消防施設、資機材の充実強化	消防ポンプ自動車等整備事業	令和6年～令和11年	162百万円	消防救助室	
						耐震性貯水槽設置等事業	令和6年～令和11年	71百万円	消防救助室	
					消防団の充実強化	消防団拠点施設整備事業	令和6年～令和11年	231百万円	消防総務室	
						小型動力ポンプ積載車等購入事業	令和6年～令和11年	241百万円	消防総務室	
		①-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	1)行政施策	消防施設、資機材の充実強化<再掲>	消防ポンプ自動車等整備事業	令和6年～令和11年	162百万円	消防救助室	
						耐震性貯水槽設置等事業	令和6年～令和11年	71百万円	消防救助室	
					消防団の充実強化<再掲>	消防団拠点施設整備事業	令和6年～令和11年	231百万円	消防総務室	
						小型動力ポンプ積載車等購入事業	令和6年～令和11年	241百万円	消防総務室	
		①-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	1)行政施策	消防施設、資機材の充実強化<再掲>	消防団拠点施設整備事業	令和6年～令和11年	231百万円	消防総務室	
					消防団の充実強化<再掲>	小型動力ポンプ積載車等購入事業	令和6年～令和11年	241百万円	消防総務室	
		①-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)による多数の死傷者の発生	1)行政施策	消防施設、資機材の充実強化<再掲>	消防団拠点施設整備事業	令和6年～令和11年	231百万円	消防総務室	
					消防団の充実強化<再掲>	小型動力ポンプ積載車等購入事業	令和6年～令和11年	241百万円	消防総務室	
②	ぐ康救。・助避・難救生急活、環医療を活動実がに迅速保にす行るわこれにとよりも関に連、死被を災最者大等限の防健	②-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	1)行政施策	消防施設、資機材の充実強化<再掲>	消防ポンプ自動車等整備事業	令和6年～令和11年	162百万円	消防救助室	
						高規格救急自動車整備事業	令和6年～令和11年	99百万円	救急室	
					消防団の充実強化<再掲>	消防団拠点施設整備事業	令和6年～令和11年	231百万円	消防総務室	
						小型動力ポンプ積載車等購入事業	令和6年～令和11年	241百万円	消防総務室	
		②-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	5)国土保全	道路ネットワークの構築	市道赤坂夏秋橋線道路整備工事	平成25年～	2,900百万円	道路河川室	暫定供用
				2)住環境	下水道施設の長寿命化、機能強化対策の計画的な推進	水道管路更新工事	令和6年～令和12年	7,553百万円	水道工務室	新規
						水道施設耐震補強工事	令和6年～令和12年	255百万円	浄水室	新規
		②-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	5)国土保全	道路ネットワークの構築<再掲>	市道黒田名張線外1線道路整備工事	平成31年～令和13年	400百万円	道路河川室	暫定供用
						市道新田南古山線道路整備工事	令和6年～令和10年	400百万円	道路河川室	新規

別表

事前に備えるべき目標		起きてはならない 最悪の事態(リスクシナリオ)		施策分野	事態を回避するための施策の名称	事業名 (工事名)	事業期間	事業費	担当室	備考
⑤	と連情も施報に設通、通信早交サ期通にネビ復ッス旧ト、電せーカ等等のラ被イフをラ最イン限、に燃留料め供る給と聞	⑤-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	1)行政施策	消防施設、資機材の充実強化<再掲>	共同消防指令センター整備事業	令和11年	162百万円	消防救助室	
						消防救急デジタル無線(活動波)整備事業	令和11年	71百万円	消防救助室	
					消防団の充実強化<再掲> 消防施設、資機材の充実強化<再掲>	消防団拠点施設整備事業	令和6年～令和11年	231百万円	消防総務室	
						小型動力ポンプ積載車等購入事業	令和6年～令和11年	241百万円	消防総務室	
		⑤-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	5)国土保全	道路ネットワークの構築<再掲>	市道赤坂夏秋橋線道路整備工事	平成25年～	2,900百万円	道路河川室	暫定供用
						市道黒田名張線外1線道路整備工事	平成31年～令和13年	400百万円	道路河川室	暫定供用
						市道西原開拓線道路整備工事	令和元年～	100百万円	道路河川室	暫定供用
						市道新田南古山線道路整備工事	令和6年～令和10年	400百万円	道路河川室	新規